

## 出来事（2013年9月）

### 1. アレルギー表示

9月20日、「内閣府令第45号」別表第4で「特定原材料」（7品目）が指定され、「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」の別添1の「アレルギー物質を含む食品に関する表示指導要領」が改正され、「特定原材料に準ずるもの」（いわゆる推奨品目）に、カシューナッツとゴマの2品目が加えられました。別添2の「Q&A」も改正されました。

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1086.pdf>

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1094.pdf>

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1088.pdf>

また、乳等省令に基づく内閣府令第46号も改正され、次長通知第46号も改正されました。

新旧対照表：[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1067\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1067_1.pdf)

改正後の全文：[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1068\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1068_1.pdf)

### 2. 食品添加物の新規指定

9月の新規指定はありません。

酢酸カルシウム、酸化カルシウムの指定及びイソプロパノールの使用基準の改正のためのWTO通報がなされました。さらに、ポリビニルピロリドン、アンモニウムイソバレレート、アドバンテーム（甘味料）、ひまわりレシチン、グルタミルバリルグリシン、クエン酸三エチル、 $\beta$ -apo-8'-カロテナール、アスペラギナーゼ（*Aspergillus niger* ASP-72 株）等を指定するための健康影響評価や使用基準の設定等の手続きが継続されています。また、ビオチンの健康影響評価が始まりました。

尚、4月3日の薬事食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で明らかにされた未承認・食品添加物「過酢酸製剤」の使用の問題に関して、分析法の開発とモニタリングの現状について厚労省に問い合わせたところ、「現在検討中であり、今後の動向については添加物部会にて報告させていただきます。」との回答をいただきました（9月20日）。

### 3. 食品表示法

6月28日に公布された食品表示法については、食品表示法施行令、食品表示基準（内閣府令）の案を策定する作業（検討）が消費者庁で鋭意進められています。全国で開催された消費者庁の説明会で示されたスケジュールから推定すると、年内（遅くとも年度内）にそれぞれの要綱（案）が示され、パブリック・コメントが行なわれると思われれます。

#### 4. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

(16品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

(57品目、3品目増加) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

(5品目) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

○組換え DNA 技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

(1施設2品目、前月と変化なし) <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list4.pdf>

#### 5. 厚労省 遺伝子組換え食品等調査会

9月24日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 新開発食品調査部会 第2回 遺伝子組換え食品等調査会が開催されました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tccm-att/2r9852000002tch7.pdf>

#### 6. 食品の放射能問題

1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限が頻繁に発令されます。

(8月8日以降、新たな出荷制限はありません。)

2) 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材 (9月27日現在)

#### 7. 米国食品安全強化法 (FSMA)

食品安全強化法は、2011年1月に米国で成立した法律で、FDAが所管する食品の製造等を行う施設でのHACCP(危害分析・重要管理点)方式の導入義務化や、FDAによる外国の食品関連施設の検査の増加等、日本から米国に食品を輸出する企業にも大きな影響を与えています。

##### ①登録・検査

発効(大統領署名): 2011年1月4日

FDAの権限強化: 2011年1月4日

登録: 2012年10月22日～2013年1月31日 (次回予定: 2014年11月1日～12月31日)

FDAによる検査: 2012年秋～ (日本国内: 約100社?)

##### ②安全計画

FDAは、現地時間の2013年8月8日、食品安全強化法第103条(食品安全計画)および105条(野菜・果実安全基準)の規則案に関するパブリック・コメントの期間を60日間延長することを発表しました。最終の期限は、同年11月15日(金)になります。

サブパートC (食品安全計画の策定と実施)

: 危害分析及びリスクに応じた予防的管理措置

### ③ 検証プログラム

FDAは、7月26日、(1)米国食品安全強化法第301条（外国供給業者検証プログラム）および(2)307条（第三者監査人の認定）の規則案を公表しました。輸入業者に負わせるものですが、結果的に、コストは輸出側に転嫁されると考えられます。

### 7. アレルギー表示の強化（英国）

英国FSAは、包装済でない食品についても包装済食品と同様のアレルギー表示を求めることになり、12月13日から適用されます。

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/aug/allergy-advice#.UiP-qpKChaQ>

8月に更新されたパンフレット

<http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/publication/allergy-leaflet.pdf>

### 8. いわしすりみ、ヒスタミンで自主回収（宮城県石巻 9月20日）

宮城県（管轄：石巻保健所）は、株式会社ヤマサコウショウの「いわしすりみ（袋詰め）」にヒスタミン精製の可能性があるとして自主回収したことを公表しました。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kaishu.html>

### 9. 青玉ユズから基準値超の残留農薬（9月20日の西日本新聞）

JA 四万十（高知県四万十町）は20日、管内の生産者が作った「青玉ユズ」から食品衛生法の基準値（0.01ppm）を超える残留農薬が検出されたと明らかにした。出荷済みの大半を回収したが、愛媛県や兵庫県に出荷した32袋（1袋3個）が消費者に購入されており、販売店に注意喚起の文書を配って回収を急ぐとのこと。

<http://www.nishinippon.co.jp/nnp/science/article/40957>

### 10. 輸入食品監視指導計画

8月30日、昨年度（平成24年度）の輸入食品監視指導計画に基づく監視結果の中間報告が公表されました。

輸入届出：約218万件（前年：約210万件）

届出重量：約3,215万トン（前年：3,341万トン）

モニタリング件数：93,066件      届出数の約4.3%に相当      違反件数：175件

命令検査：82,448件      届出数の約3.8%に相当      違反件数：374件

\*表示は監視指導計画に入っていない。

[http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tyukan/dl/h24\\_tyukan.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tyukan/dl/h24_tyukan.pdf)

## 11. 輸入食品の違反事例

- ・ 阪和興業株式会社がベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.01ppm、0.02ppm、0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。同様に、石光商事株式会社がベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：えび類」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.07ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

\*エンロフロキサシンの残留問題は継続して生じている。

- ・ 豊通食料株式会社が中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：冷凍麻竹スライス」のモニタリング検査で、ピロ亜硫酸ナトリウムの対象外使用による使用基準不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

- ・ マツリ・コマーシャル株式会社がタイから輸入した「とうがらし調整品」の自主検査で指定外添加物である TBHQ が  $1\mu\text{g/g}$  検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。同様に、富士貿易株式会社がオーストラリアから輸入した「その他の植物性油脂」の自主検査で指定外添加物である TBHQ が  $23\mu\text{g/g}$  検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。

\*指定外添加物の使用問題も継続して生じている。

(作成：2013年9月28日)